

凍結精子の保存延長申請・廃棄申請方法

凍結期限延長を希望される場合

「凍結精子保存期限延長同意書」をクリニックのホームページよりダウンロードし、署名の上、郵送または来院にて提出し、費用をお支払いください。

手続きが完了しましたら、折り返し新しい保存期限日を書面にて郵送し、お知らせいたします。

・凍結保存延長費用

胚凍結保存延長（1年） 34,100円（手数料込み）
（6カ月） 17,600円（手数料込み）

} どちらかお選びください。

・手続き方法（①または②のいずれか）

①クリニックに来院し手続き

以下の全てをお持ちください。

- (1) 「凍結精子保存期限延長同意書」
- (2) 費用

②クリニックに来院せずに手続き

「凍結精子保存期限延長同意書」を郵送し同時に、費用を下記指定口座に振り込んでください。

関西みらい銀行 長居支店

普通預金 No. 0423566

医療法人すばる会 岡本クリニック

※振込人名義は「診察券番号 氏名 ホゾン」としてください。

例) 岡本太郎 ⇒ 12345 オカモトタロウ ホゾン

※振込み手数料は各自ご負担下さい

※振込明細書を領収書としてご利用下さい。当院では発行できません。

廃棄を希望される場合

「凍結精子廃棄同意書」をクリニックのホームページよりダウンロードし、署名の上、郵送または来院にて提出してください。